

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年2月18日認可した。

平成20年3月7日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区分名	土地改良事業名
琴平町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）横瀬上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）古川地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）錨子上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）下村下所地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）構造改善地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）野田幹線地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）金友下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）観音堂地区
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）片岡東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）城力地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中谷下江地区